

(提案基準第 3 号)

準公益施設に係る開発又は建築に関する基準

地域社会の文化、教育、自治等の発展に資するため、法第 29 条第 1 項第 3 号に規定する公益施設に準じて公益性の認められる施設に係る開発又は建築（当該開発行為又は建築に係る土地の面積が 1, 000 平方メートル未満のものを除く。）については、次の要件のすべてに該当すれば、原則として法第 34 条第 1 4 号又は政令第 36 条第 1 項第 3 号ホに該当するものと認め、開発審査会に付議する案件として処理するものとする。

- 1 申請地は、当該施設を利用しようとする者が居住する地域内に所在し、かつ、当該施設の利用に照らし適切な位置であること。
- 2 当該施設を利用しようとする者が市街化調整区域以外の地域にも居住している場合にあっては、申請地を市街化調整区域内とすることについて特段の合理的理由を有するものであること。
- 3 申請に係る予定建築物は、次のすべてに該当するものであること。
 - (1) 町内会、自治会等の地域住民の自治組織において運営され、当該地域住民の総意に基づき定められた規約等により、適正な管理が行われるものであること。
 - (2) レジャー等公益目的以外の用途と併用されるものでないこと。
- 4 申請地及び申請に係る予定建築物の規模は、その目的に照らし過大なものでないこと。
- 5 申請に係る予定建築物の建築について、社会通念に照らしやむを得ないと認められる合理的理由を有するものであること。

附則

この基準は、2001年（平成13年）7月1日から施行する。

附則

この基準は、2008年（平成20年）7月12日から施行する。

附則

この基準は、2015年（平成27年）11月18日から施行する。

附則

この基準は、2022年（令和4年）5月24日から施行する。

附則

この基準は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附則

この基準は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。